様式第１号（第３条関係）

景観計画区域内における行為の届出書

年　　　月　　　日

　　（宛先）静岡市長

住所

届出者　氏名

電話

|  |  |
| --- | --- |
|  | 法人その他の団体にあっては、その主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名を記入してください。 |

　景観法第16条第１項の規定により、関係図書を添えて次のとおり届け出ます。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物等の名称 | 　 |
| 行為の場所等 | 地名地番 | 静岡市 |
| 用途地域 | □市街化区域（　　　　　地域）□市街化調整区域 □都市計画区域外 |
| 都市機能誘導区域（集約化拠点形成区域） | □区域内（　　　　　）地区　□区域外 |
| 景観計画の地区等 | 景観計画重点地区 | 地区 |
| 一般地区 | 土地利用別地区 | □住居系市街地景観ゾーン □商業系市街地景観ゾーン□工業系市街地景観ゾーン □沿道系市街地景観ゾーン□田園・緑地景観ゾーン　 □自然景観ゾーン |
| 都市景観促進地区 | □静岡駅周辺ゾーン　　　 □清水駅周辺ゾーン□東静岡駅周辺ゾーン　　 □草薙駅周辺ゾーン□駿河区役所周辺ゾーン　 □安倍川駅周辺ゾーン |
| 行為の期間 | 着手予定日 | 年　　月　　日 | 完成予定日 | 年　　月　　日 |
| 設計者 | 住所（所在地） | 　 |
| 氏名（名称及び代表者氏名） | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 工事施工者 | 住所（所在地） | 　 |
| 氏名（名称及び代表者氏名） | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 連絡先 | 住所（所在地） | 　 |
| 氏名（名称及び代表者氏名） | 　 |
| 電話番号 | 　 |
| 敷地内における行為の種類 | 建築物 | □新築　□増築　□改築　□移転　□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩の変更） |
| 工作物 | □新設　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩の変更） |

　（注）□の事項については、該当するものにレを記入してください。

（建築物）

敷地及び敷地内の建築物の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 届出部分 | 既存部分 | 合計 |
| 敷地面積 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 建築面積 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 延べ面積 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |

建築物別の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物別の行為の種類 | □新築　□増築　□改築　□移転□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩の変更） |
| 用途 | 　 |
| 構造 | 　　　　　　　　　　　造（一部　　　　　　　　造） |
| 建築面積 | ｍ2 | 延べ面積 | ｍ2 |
| 最高の高さ | ｍ | 階数 | 階 |
| 屋上に設置する建築設備の種類及び高さ | 高架水槽　　　　　ｍその他（　　　　　　）　　　　ｍ |
| 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項 | 立面の各面の合計面積 | 　　　 　　ｍ2m2 |
| 外観の変更に係る部分の見付面積 | 外壁（窓面の開口部を含む。） | 屋根 | 合計 |
| ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 外観の色彩 |  | 仕上げ（材料・方法） | 色彩（マンセル値） |
| 屋根材 | 　 | 　 |
| 外壁材 | 　 | 　 |
| （　　　　　　） | 　 | 　 |
| アクセント色 | 　 | 　 |
| アクセント部分の面積 | 　 | アクセント部分の　面積 | 見付面積（開口部を含む。） | 見付面積（開口部を含む。）÷５ |
| 東立面 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 南立面 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 西立面 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 北立面 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 屋外広告物の有無 | 　　　　　□有　　・　　□無 |
| 〔添付書類〕 　□景観チェックリスト（様式第２号）　□付近見取図　□配置図　□外部仕上げ表　□平面図 　□断面図　□外構図　□周辺状況写真　□着色立面図　□その他（　　　　　） |

　（注）

　　１　この面は、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。

　　２　□の事項については、該当するものにレを記入してください。

　　３　仕上げ（材料・方法）欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。

　　４　アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

（工作物）

工作物別の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 工作物別の行為の種類 | □新設　□増築　□改築　□移転　□外観の変更（□修繕　□模様替　□色彩の変更） |
| 種類 | 　 |
| 構造 | 　　　　　　　　　　　造（一部　　　　　　　　造） |
| 高さ | 　　　　　　　　　ｍ |
| 長さ | 　　　　　　　　　ｍ |
| 橋りょう等の規模 | 延長　　　　　　　ｍ　　　幅員　　　　　　　ｍ |
| 土地に自立した太陽光発電設備を設置する区域の敷地面積 | 　　　　　　　　　ｍ2 |
| 修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する事項 | 立面の各部位の　合計面積 | 　　　　　　　　　　ｍ2 |
| 外観の変更に係る部分の見付面積 | 　　　　　　　　　　ｍ2 |
| 工作物の色彩 | 　 | 仕上げ（材料・方法） | 色彩（マンセル値） |
| 基本部分 | 　 | 　 |
| アクセント色 | 　 | 　 |
| アクセント部分の面積 | 　 | アクセント部分の　面積 | 見付面積（開口部を含む。） | 見付面積（開口部を含む。）÷５ |
| 　 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 　 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 　 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 　 | ｍ2 | ｍ2 | ｍ2 |
| 屋外広告物の有無 | 　　　　　□有　　・　　□無 |
| 〔添付書類〕 　□景観チェックリスト（様式第２号）　□付近見取図　□配置図　□外部仕上げ表　□平面図 　□断面図　□外構図　□周辺状況写真　□着色立面図　□その他（　　　　　） |

　（注）

　　１　この面は、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更をする場合に添付してください。

　　２　□の事項については、該当するものにレを記入してください。

　　３　仕上げ（材料・方法）欄には、表面仕上の材料をできるだけ詳しく記入してください。

　　４　アクセント部分の面積欄については、色彩の制限を超える場合に記入してください。

様式第２号（第３条関係）

年　　　月　　　日

景観チェックリスト

　１　良好な景観の形成のために配慮した事項について

　（１）地域特性や周辺環境の解析

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（２）敷地内配置計画及び周辺環境への景観配慮事項

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（３）建築物等の景観に対するデザイン・コンセプト（屋根及びスカイライン並びに外壁等）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（４）外構計画及び敷地内緑化に対する景観配慮事項

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（５）設備計画における景観配慮事項（屋外設置機器類の配置等）

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（６）その他特に景観形成に対し配慮した事項

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　※　助言、協議事項

|  |  |
| --- | --- |
| 　 | 　 |
| 　 |
| 　 |
| 　 |

　（注）

１　※印のある欄は、記入しないでください。

２　次ページ以降は、行為を行う地区及び行為の種類に該当するチェックリストのページのみ添付してください。

重点地区景観計画【三保半島地区】　景観形成基準

建築物の形態意匠　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１枚目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 県道三保駒越線 | 市道塚間羽衣線 | 市道羽衣海岸線 |
| 建築物の最高高さ | 背景に望む富士山への魅力ある眺望軸を確保するため、周辺の建築物から突出した高さを避け、最高高さは、原則、10ｍ以下とする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内である場合においては、その部分の高さは、５ｍまでは算入しない。 |  |  |  |
| 建築物の高さが10ｍを超える場合は、10ｍを超える部分を下階（対象路線に面する部分）から１ｍ以上後退する。 |  |  |  |
| 沿道の住宅地や背後の三保松原と調和した一体的なまち並みを創出するため、周辺の建築物から突出した高さを避け、最高高さは、10ｍ以下とする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内である場合においては、その部分の高さは、５ｍまでは算入しない。 |  |  |  |
| 三保松原や駿河湾等の自然景観と調和した沿道景観を創出するため、周辺の建築物から突出した高さを避け、最高高さは、原則、10ｍ以下とする。ただし、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の８分の１以内である場合においては、その部分の高さは、５ｍまでは算入しない。 |  |  |  |
| 建築物の高さが10ｍを超える場合は、10ｍを超える部分を下階（対象路線に面する部分）から１ｍ以上後退する。 |  |  |  |

（２枚目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 県道三保駒越線 | 市道塚間羽衣線 | 市道羽衣海岸線 |
| 建築物の配置 | ゆとりある沿道景観を創出するため、建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、１ｍ以上とする。ただし、次に掲げる建築物又は建築物の部分についてはこの限りでない。・物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3ｍ以下で、かつ、床面積の合計が５㎡以内であるもの・壁を有しない自動車車庫その他これに類する建築物・ポーチその他これに類する建築物の部分で、高さ５ｍ以下であるもの・出窓の部分※市道塚間羽衣線における対象区間は、市道三保６号線から市道羽衣海岸線までとする。また、市道羽衣海岸線においては、「三保久能海岸風致地区」の区域内については、風致地区における許可基準による。 |  |  |  |
| 形態・意匠 | 富士山の魅力を際立たせるため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。 |  |  |  |
| 周辺の住環境と一体的な景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。 |  |  |  |
| 松原や駿河湾等の自然景観と一体的な景観を創出するため、過度な装飾等は避け、できる限りシンプルなものとする。 |  |  |  |
| 長大な壁面が生じる場合は、沿道への圧迫感を軽減するため、外壁の素材やパターン等を工夫する。 |  |  |  |

（３枚目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 県道三保駒越線 | 市道塚間羽衣線 | 市道羽衣海岸線 |
| 色彩 | 建築物の屋根の基調色は、別表１の範囲とする。また、外壁の基調色は、別表２－１の範囲とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の１未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 |  |  |  |
| 「清水港・みなと色彩計画」で定める地区内の建築物等については、これによる。 |  |  |  |
| 建築物の屋根の基調色は、別表１の範囲とする。また、外壁の基調色は、別表２－２の範囲とする。ただし、着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分の色彩又は見付面積の20分の１未満の範囲で外観のアクセント色として着色される部分の色彩については、この限りでない。 |  |  |  |
| 建築設備 | 煩雑な沿道景観となることを避けるため、建築設備や屋外階段等は、建築物と一体的なデザインとするとともに、道路から直接見えない位置に設置する。 |  |  |  |
| やむを得ない場合は、植栽や建築物の外壁と調和した色彩の目隠し等による修景を行う。 |  |  |  |

工作物等の形態意匠　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（１枚目）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 項目 | 景観形成基準 | チェック欄 |
| 県道三保駒越線 | 市道塚間羽衣線 | 市道羽衣海岸線 |
| 外構・緑化等 | 三保松原や背景の富士山等との調和と開放的な沿道景観を創出するため、道路境界部に外構を設ける場合は、植栽等による緑化に努める。 |  |  |  |
| 三保松原の自然景観との調和と開放的な沿道景観を創出するため、壁面後退により確保された空地は工作物等の設置を避け、植栽等による緑化や歩行可能な舗装整備とするなど、開放的な空間の整備に努める。 |  |  |  |
| 松原や駿河湾等の自然景観との調和と開放的な沿道景観を創出するため、壁面後退により確保された空地は工作物等の設置を避け、植栽等による緑化や歩行可能な舗装整備とするなど、開放的な空間の整備に努める。 |  |  |  |
| 塀、かき及び柵を設置する場合は、閉鎖的なブロック塀等は避ける。また、構造は、フェンス又は金網等で透視可能なもの、生け垣、木又は竹製のもの（合成樹脂等の擬木、擬竹含む）とする。 |  |  |  |
| 集合住宅等のゴミ集積場は、ゴミが直接目視できないようなボックスタイプ等で整備する。 |  |  |  |
| 色彩 | 工作物の色彩は、富士山等の自然景観との調和に配慮するため、別表３の範囲とする。 |  |  |  |
| 工作物の色彩は、松原等の自然景観との調和に配慮するため、別表３の範囲とする。 |  |  |  |
| 工作物の色彩は、松原や駿河湾等の自然景観との調和に配慮するため、別表３の範囲とする。 |  |  |  |

（別表）

□屋根の色彩基準（別表１）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 10Ｒ～５Ｙ | ６以下 | ４以下 |
| 上記以外の有彩色 | ２以下 |
| 無彩色 | ０（使用可） |

□外壁の色彩基準（別表２-１）　　　　　　　　　　□外壁の色彩基準（別表２-２）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |  | 色相 | 明度 | 彩度 |
| 10Ｒ～4.9YR2.6Ｙ～５Ｙ | ８未満の場合 | ３以下 | 10Ｒ～4.9YR2.6Ｙ～５Ｙ | ９以下 | ２以下 |
| ８以上の場合 | ２以下 |
| ５YR～2.5Ｙ | ８未満の場合 | ５以下 | ５YR～2.5Ｙ | ３以下 |
| ８以上の場合 | ３以下 |
| 上記以外の有彩色 | ８未満の場合 | ２以下 | 上記以外の有彩色 | １以下 |
| ８以上の場合 | １以下 |
| 無彩色 | 8.5以下３以上 | ０（使用可） | 無彩色 | 8.5以下３以上 | ０（使用可） |

□工作物の色彩基準（別表３）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 色相 | 明度 | 彩度 |
| 有彩色 | ― | ４以下 |
| 無彩色 |